

1 適用範囲

(a)本配筋規準図は、鉄筋コンクリート造（鉄骨鉄筋コンクリート造を含む）における鉄筋の加工、組立の一般的な基準とする。  
 (b)本配筋規準図以外については設計図書及び監理者の指示による。  
 (c)本配筋規準図で「図示」とあるのは、設計図面記載事項を意味する。  
 (d)本配筋規準図で「特記」とあるのは、「建築工事特記仕様書 <構造関係>」の記載事項を意味する。  
 (e)本配筋規準図は、設計図書の一部とする。

2-1 鉄筋の断面表示

異形記号	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32	D35	D38
記号	○	×	●	○	○	○	○	○	○	○

2-2 加工及び組立（一般事項）

(a)鉄筋は、設計図書に指定された寸法及び形状に合わせ、常温で正しく加工して組み立てる。  
 (b)有るべき曲り、損傷等のある鉄筋は、使用しない。  
 (c)コイル状の鉄筋は、直線状態にしてから使用する。この際、鉄筋に損傷を与えない。  
 (d)鉄筋には、点付け溶接を行わない。また、アークストライクを起してはならない。

2-3 加工

(a)鉄筋の切断は、シャッカッター等により行う。  
 (b)異形鉄筋の末端部のフックは、2-7（フック）による。  
 (c)鉄筋の折曲げ内法直径及びその使用箇所は、2-8（鉄筋の折曲げ）による。  
 (d)異形鉄筋の径(d)は、呼び名に用いた数値とする。

2-4 組立

(a)鉄筋は、鉄筋継手部分及び交差部の要所を径0.8mm以上の鉄線が結束し、適切な位置にスペーサー、吊金物等を使用して堅固に組み立てる。なお、スペーサーは、所定の位置に鉄筋を保持するとともに、作業荷重等に耐えられるものとする。また鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。  
 (b)前に打ち込まれたコンクリートから出ている鉄筋の位置を修正する場合は、鉄筋を急に曲げることなく、できるだけ長い距離で修正する。

2-5 継手

(a)鉄筋の継手は、重ね継手、ガス圧接継手、機械式継手又は溶接継手（建設省告示1463号に適合するもの）とし、適用は特記による。  
 (b)鉄筋の溶接は、アーク溶接とし、共仕7.5.5（部材の組立）(4)及び7.6.7（溶接施工）(1)による。又、溶接技術者は、共仕7.6.3（溶接作業を行う技術資格者）に準じ、工事に相応した技能を有する者とする。  
 (c)重ね継手及び定着の長さは、2-9（重ね継手及び定着の長さ）による。  
 (d)隣り合う継手の位置は、2-10（隣り合う継手の位置）による。  
 (e)溶接金網、スパイラル筋の継手及び定着は、それぞれ2-11（溶接金網の継手及び定着）、2-12（スパイラル筋の継手及び定着）による。

2-6 溶接

2-6-1 溶接材料の種類  
 溶接棒、ワイヤ及びフラックスの種類は下表により、母材の種類、寸法及び溶接条件に相応したものを決定する。

種類	規格番号	規格名称
被覆アーク溶接棒	JIS Z 3211	軟鋼、高強度鋼及び低温度鋼用被覆アーク溶接棒
ガスシールドアーク溶接用ワイヤ	JIS Z 3312	軟鋼、高強度鋼及び低温度鋼用のマグ溶接及びミグ溶接用シールドワイヤ
セルフシールドアーク溶接用ワイヤ	JIS Z 3313	軟鋼、高強度鋼及び低温度鋼用アーク溶接用ワイヤ

2-6-2 材料の取扱い  
 溶接材料は、丁寧に取り扱い、被覆材のはく離、汚損、変質、吸湿、錆等のあるものは使用しない。ただし、吸湿の疑いがあるものは、その種類に応じた条件で乾燥した後使用する。  
 2-6-3 溶接作業を行う技術資格者  
 (a)溶接作業を行う技術資格者は、次に示す試験等に基づく能力を有する者とする。ただし、自動溶接の場合は、十分な工事経験を有する者とする。  
 (1) 炭素鋼の手溶接の場合は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に従う工事に相応した試験。  
 (2) 炭素鋼の半自動溶接の場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に従う工事に相応した試験。  
 (3) 自動溶接の場合は、JIS Z 3801又はJIS Z 3841に従う試験。  
 (4) 組立溶接の場合は、JIS Z 3801又はJIS Z 3841に従う工事に相応した試験。  
 (b)技術資格者の能力に疑いを生じた場合は、工事に相応した試験を行い、その適否を判定し、監理者の承認を受ける。

2-6-4 溶接施工  
 (a)溶接機とその付属用具は、溶接条件に適したものとし、良好な溶接が安全に行えるものとする。  
 (b)溶接部は、有るべき欠陥のないもので、表面は、可能な限り滑らかなものとする。  
 (c)溶接順序は、溶接変形が最小となるように決定する。  
 (d)鋼材の材質、材質、温度等を考慮し、必要に応じて予熱を行う。  
 (e)溶接に支障となるスラグ及び溶接完了後のスラグは除去する。  
 (f)溶接に支障となるスパッター、摩擦接合の摩擦面のスパッター及び塗装下地となる部分のスパッターは、除去する。  
 (g)アークストライクは起してはならない。ただし、アークストライクを起した場合は、その措置について監理者と協議する。  
 2-6-5 鉄筋のフレア溶接  
 鉄筋のフレア溶接は下記による。

2-7 フック

異形鉄筋の末端部には、下記の場合にフックをつける。  
 (1) 柱の四隅にある主筋（●）の重ね継手  
 (2) 最上階の柱の四隅にある主筋（●）の柱頭への定着  
 (3) 梁の出筋及び下階の面隅（●）にある梁主筋の重ね継手（基礎梁を除く。）  
 (4) 煙突の鉄筋（壁の一部となる場合を含む。）  
 (5) 杭基礎のベース筋  
 帯筋、あばら筋及び幅止め筋

2-8 鉄筋の折曲げ

鉄筋の折曲げ内法直径及びその使用箇所は下記による。

折曲げ角度	すべてのコンクリート					使用箇所
	SD295 SD345	SD390	SD490			
180°	D16以下	D19以下	D41以下	D25以下	D29以下	柱・梁の主筋 杭基礎のベース筋
135°	3d以上	4d以上	5d以上	—	—	あばら筋、帯筋、スパイラル筋
90°	3d以上	4d以上	5d以上	5d以上	6d以上	T形及びL形梁のあばら筋
135°及び90°（幅止め筋）	3d以上	4d以上	5d以上	—	—	幅止め筋

2-9 重ね継手及び定着の長さ

2-9-1 重ね継手及び定着の長さ  
 重ね継手及び定着の長さは下表による。  
 なお、径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。  
 (a) 柱及び梁の主筋並びに耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、特記による。特記がなければ、耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、40d（軽量コンクリートの場合は50d）又は下表の重ね継手長さのうちいずれか大きい値とする。  
 (b) (a)以外の鉄筋の重ね継手の長さは、下表による。  
 Fcが18N/mm<sup>2</sup>の場合、L1、L2、L1h及びL2hは、下表のFcが21の場合の値に5dを加えたものとする。

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm <sup>2</sup> )		フックなし（直線定着の長さ）		フックあり（フックありの定着の長さ）	
	L1	L2	L1h	L2h	L1h	L2h
SD295	21	40d	35d	30d	25d	20d
	24・27	35d	30d	25d	20d	15d
	30・33・36	35d	30d	25d	20d	15d
	39~45	30d	25d	20d	15d	10d
SD345	21	45d	35d	30d	25d	20d
	24・27	40d	35d	30d	25d	20d
	30・33・36	35d	30d	25d	20d	15d
	39~45	35d	30d	25d	20d	15d
SD390	21	50d	40d	35d	30d	25d
	24・27	45d	40d	35d	30d	25d
	30・33・36	40d	35d	30d	25d	20d
	39~45	40d	35d	30d	25d	20d
SD490	21	55d	45d	40d	35d	30d
	24・27	50d	45d	40d	35d	30d
	30・33・36	50d	40d	35d	30d	25d
	39~45	45d	40d	35d	30d	25d

2-10 隣り合う継手の位置

隣り合う継手の位置は下表による。ただし、スラブ筋でD16以下の場合及び壁筋の場合は除く。なお、先組み工法等で柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同一箇所には、特記による。

重ね継手	フックありの場合	フックなしの場合
重ね継手	$a \geq 0.5L1h$	$a \geq 0.5L1$
重ね継手	$a \geq 0.5L2h$	$a \geq 0.5L2$

2-11 溶接金網の継手及び定着

溶接金網の継手及び定着は下記による。

2-12 スパイラル筋の継手及び定着

定着の方法は下記による。

2-12-2 定着の方法  
 仕口内に縦に折り曲げて定着する鉄筋の定着長さs及び、フックありの定着の長さsを確保できない場合の折曲げ定着の方法は、下記の(a)、(b)及び(c)をすべて満足すること。  
 (a) 全長は2-9-1 重ね継手及び定着長さsに示す直線定着の長さs以上とする。  
 (b) 余長は8d以上とする。  
 (c) 仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さLa及びLbは、下表の投影定着長さsに示す長さとする。ただし、梁主筋の柱内定着においては、柱せいの3/4倍以上とする。

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc (N/mm <sup>2</sup> )	La	Lb
SD295	21	15d	15d
	24・27	15d	15d
	30・33・36	15d	15d
	39~45	15d	15d
SD345	21	20d	20d
	24・27	20d	20d
	30・33・36	15d	15d
	39~45	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24・27	20d	20d
	30・33・36	15d	15d
	39~45	15d	15d
SD490	21	25d	—
	24・27	25d	—
	30・33・36	20d	—
	39~45	20d	—

2-13 鉄筋のかぶり厚さ

(a)鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、特記による。特記がなければ下表による。ただし、柱及び梁の主筋にD29以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを、径の1.5倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。  
 (b)柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、最小かぶり厚さに10mmを加えた数値を標準とする。

構造部分の種類	鉄筋の最小かぶり厚さ (mm)
スラブ、耐力壁以外の壁	20
柱、梁、耐力壁	30
土に接しない部分	30
土に接する部分	40
煙突等熱を受ける部分	60

2-14 鉄筋相互のあき

(a)鉄筋相互のあきは、下記の値のうち最大のもの以上とする。ただし、機械式接手及び溶接接手の場合は特記5章鉄筋工事 2.加工及び組立による。  
 (1) 粗骨材の最大寸法の1.25倍  
 (2) 25mm  
 (3) 隣り合う鉄筋の径（呼び名の数値d）の平均の1.5倍

2-10 隣り合う継手の位置

隣り合う継手の位置は下表による。ただし、スラブ筋でD16以下の場合及び壁筋の場合は除く。なお、先組み工法等で柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同一箇所には、特記による。

2-11 溶接金網の継手及び定着

溶接金網の継手及び定着は下記による。

2-12 スパイラル筋の継手及び定着

定着の方法は下記による。

2-13 鉄筋のかぶり厚さ

(a)鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、特記による。特記がなければ下表による。ただし、柱及び梁の主筋にD29以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを、径の1.5倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。  
 (b)柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、最小かぶり厚さに10mmを加えた数値を標準とする。

構造部分の種類	鉄筋の最小かぶり厚さ (mm)
スラブ、耐力壁以外の壁	20
柱、梁、耐力壁	30
土に接しない部分	30
土に接する部分	40
煙突等熱を受ける部分	60

2-14 鉄筋相互のあき

(a)鉄筋相互のあきは、下記の値のうち最大のもの以上とする。ただし、機械式接手及び溶接接手の場合は特記5章鉄筋工事 2.加工及び組立による。  
 (1) 粗骨材の最大寸法の1.25倍  
 (2) 25mm  
 (3) 隣り合う鉄筋の径（呼び名の数値d）の平均の1.5倍

3-1-3 場所打ち杭基礎

場所打ち杭基礎の配筋は、図示がなければ図による。

3-2 基礎接合部の補強

基礎接合部の補強配筋は図による。

(注) L2\*を確保できない場合は、2-9-2（定着の方法）によることできる。

4-1 基礎梁主筋の継手及び定着（一般事項）

(a)梁筋は、原則として柱をまたいで引き通すものとし、引き通すことができない場合は、柱内に定着する。ただし、やむを得ず梁内に定着する場合は、図による。  
 (b)梁筋を柱内に定着する場合は、柱の中心軸を越えてから定着させる。

4-2 基礎梁主筋の継手、定着及び余長

基礎梁主筋の継手、定着及び余長は(a),(b),(c)とし、適用は特記5章鉄筋工事 2.加工及び組立 各部の配筋による。  
 (a)基礎梁にスラブが付かない独立基礎  
 基礎梁にスラブが付かない独立基礎の場合は図による。  
 (b)基礎梁にスラブが付く独立基礎  
 基礎梁にスラブが付く独立基礎の場合は図による。ただし、耐圧スラブがつく場合は、(c)による。  
 (c)連続基礎及びべた基礎  
 連続基礎及びべた基礎の場合は図による。

3-1 基礎の配筋及び杭頭補強の方法

3-1-1 直接基礎  
 直接基礎の配筋は図による。はかま筋の有無は図示による。  
 (a)独立基礎 (b)連続基礎

3-1-2 既製コンクリート杭基礎

既製コンクリート杭の杭頭補強の方法は、図示による。

4-2 基礎梁主筋の継手、定着及び余長

基礎梁主筋の継手、定着及び余長は(a),(b),(c)とし、適用は特記5章鉄筋工事 2.加工及び組立 各部の配筋による。  
 (a)基礎梁にスラブが付かない独立基礎  
 基礎梁にスラブが付かない独立基礎の場合は図による。  
 (b)基礎梁にスラブが付く独立基礎  
 基礎梁にスラブが付く独立基礎の場合は図による。ただし、耐圧スラブがつく場合は、(c)による。  
 (c)連続基礎及びべた基礎  
 連続基礎及びべた基礎の場合は図による。

4-3 基礎梁のあばら筋、腹筋及び幅止め筋

4-3-1 あばら筋  
 (a)あばら筋の径及び間隔は図示による。  
 (b)あばら筋組立ての形及びフックの位置は、6-4（あばら筋組立ての形及びフックの位置）による。ただし、梁の上下にスラブが付く場合、かつ梁せいが1.5m以上の場合は図によることできる。

4-3-2 あばら筋の割付け  
 あばら筋の割付けは、6-6（あばら筋の割付け）による。  
 4-3-3 腹筋及び幅止め筋  
 腹筋及び幅止め筋は、6-3（あばら筋、腹筋及び幅止め筋（一般事項））及び6-5（腹筋及び幅止め筋）による。ただし、梁せいが1.5mを超える場合は特記による。

4-4 ベタ基礎の基礎小梁主筋の継手、定着及び余長

4-4-1 ベタ基礎の連続小梁  
 連続する小梁の継手、定着及び余長は図による。

4-4-2 ベタ基礎の単独小梁  
 単スパンの小梁の継手、定着及び余長は図による。

5-1 柱主筋の継手、定着及び余長

5-1-1 一般事項  
 (a)継手中心位置は、梁上端から500mm以上かつ1500mm以下から3ho/4（hoは柱の内法高さ）以下とする。  
 (b)最下階主筋の継手中心位置は、梁上端から柱せい以上かつ1500mm以下から3ho/4（hoは柱の内法高さ）以下とする。  
 (c)継手、定着及び余長は図による。ただし、柱頭定着長さL2が確保できない場合は5-1-2（柱頭定着長さL2が確保できない場合）による。

5-1-2 柱頭定着長さL2が確保できない場合

(a)柱頭定着長さL2が確保できない場合は、図による。

5-1-2 柱頭定着長さL2が確保できない場合

(a)柱頭定着長さL2が確保できない場合は、図による。

5-1-2 柱頭定着長さL2が確保できない場合

(a)柱頭定着長さL2が確保できない場合は、図による。

